三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年11月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画について

議第 2号 事業計画変更承認申請について

議第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見につい て

議第 8号 農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人 名簿の審査方法について

報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について

報第 3号 基盤強化法の解約通知について

報第 4号 使用貸借の解約通知について

報第 5号 農地法適用外事実確認願証明について

報第 6号 作付変更届について

報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

報第 8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

その他

出席委員 34名

大 桃 伸 之 委員 2番 鶴 巻 純 一 委員 1番 栄 委員 井 善一郎 委員 3番 清 水 4番 村 睦 委員 6番 捧 譽 委員 5番 熊 倉 7番 四 部 真佐雄 委員 8番 刈 屋 夫 委員 9番 委員 10番 金 子 一 委員 佐 藤 満 純 委員 委員 11番 内 山 清 12番 大 竹 雄 14番 村 山 佐喜雄 委員 15番 山ノ内 正 委員 大 竹 正信 委員 也 委員 16番 17番 廣 川 哲

18番 田 邉 稔 委員 19番 五十嵐 俊 雄 委員 20番 坂 井 和 弘 委員 21番 阿部 銀次郎 委員 敏 秋 委員 文 夫 委員 22番 野 水 23番 野 﨑 24番 嘉 藤 太加雄 委員 25番 佐藤 裕 雄 委員 26番 Sp] 部 新一郎 委員 27番 星 野 英 治 委員 英 委員 28番 藤 田 吉 則 委員 29番 渡邉 30番 原 正 利 委員 31番 小 師 勉 委員 目 黒 伸 一 委員 33番 山 田 佳 典 委員 3 2 番 35番 小 林 六 一 委員 3 4 番 蒲 澤 正 委員

欠席委員 1名

13番 鶴 巻 俊 樹 委員

職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 大坂純司

 事務局次長
 斎藤公明

 経営基盤係副参事
 麦倉政勝

 経営基盤係主任
 鈴木和志

午前9時30分 開会及び開議

議長 (野﨑会長)

これより11月の定例総会を開催したいと思います。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。2番、 鶴巻純一委員、34番、蒲澤正委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、18番、田邉稔委員、9番、佐藤満委員は、農業委員会等に関する法律第24 条の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時41分 9番佐藤 満委員、18番田邉 稔委員退席)

議長 (野﨑会長)

それでは、事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

21ページをごらん願います。新規設定29件、14万1,729.36㎡、再設定80件、39万6,260.03㎡、所有権移転7件、4万3,455㎡であります。

合計で116件、58万1、444.39㎡であります。

それでは、戻りまして、1ページの68番から順に説明いたします。

- 68番は、西中地内の農地 1 筆、 2, 993 ㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10 a 当たり約100万円であります。
- 69番は、善久寺地内の農地3筆、1,038㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり平均で約60万円であります。
- 70番は、善久寺地内の農地14筆、2万1,689㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。
- 71番は、渡前地内の農地1筆、3,517㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10 a 当たり約80万円であります。
- 72番は、芹山地内の農地1筆、6,016㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10 a 当たり約90万円であります。
- 73番は、川通中町地内の農地1筆、7,198㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。
- 74番は、帯織地内の農地3筆、1,004㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。
- 75番は、大面地内の農地1筆、1,063㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 76番は、井栗地内の農地6筆、6,688㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 77番は、井栗地内の農地1筆、2,003㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 78番は、高安寺ほか地内の農地23筆、1万2,822.36㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 79番は、井栗2丁目地内の農地3筆、4,789㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 80番は、井栗2丁目地内の農地1筆、896㎡を新規により3年間利用権設定する ものであります。
- 81番は、井栗1丁目ほか地内の農地4筆、2,878㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 82番は、井栗1丁目地内の農地2筆、2,022㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 83番は、上保内地内の農地1筆、1,031㎡を新規により3年間利用権設定する ものであります。
- 84番は、下保内地内の農地6筆、5,705㎡を新規により3年間利用権設定する ものであります。
- 85番は、如法寺地内の農地4筆、6,933㎡を新規により3年間利用権設定する ものであります。

- 86番は、大面地内の農地4筆、3,942㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 87番は、大面ほか地内の農地22筆、6,950㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 88番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、1,024㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 89番は、須戸新田地内の農地1筆、390㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 90番は、須戸新田地内の農地2筆、2,022㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 91番は、金子新田地内の農地1筆、3,027㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 92番は、代官島地内の農地2筆、2,042㎡を新規により6年間利用権設定する ものであります。
- 93番は、井栗地内の農地3筆、504㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 94番は、金子新田地内の農地1筆、553㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 95番は、金子新田地内の農地1筆、1,397㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 96番は、福島新田地内の農地8筆、2万1,514㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 97番は、柳川新田地内の農地2筆、3,034㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。
- 98番は、井栗2丁目地内の農地1筆、879㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 99番は、前谷内ほか地内の農地6筆、2万3,107㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 100番は、西本成寺2丁目地内の農地9筆、7,920㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 101番は、大宮新田地内の農地12筆、1万2,318㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 102番は、柳川新田地内の農地1筆、565㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 103番は、井栗地内の農地3筆、3,711㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 次の104番から20ページの183番までの80件につきましては再設定でありますので、説明を略させていただきます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果 を報告願います。

第1調査部会長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。 第1調査部会では、11月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、 部会員と野﨑会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時40分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定29件、再設定80件、所有権移転7件、合計件数116件、面積にして58万1,444.39㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

18番、田邉稔委員、9番、佐藤満委員の着席をお願いいたします。

(午前9時52分 9番佐藤 満委員、18番田邉 稔委員着席)

議長 (野﨑会長)

報告でございますが、ただいま議第1号につきましては可決されましたので、よろしいくお願いいたします。

続きまして、議第2号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第2号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

24ページをごらん願います。今月の申請は7件の申請で、合計1, 380 ㎡であります。

それでは、戻りまして、22ページの27番から順に説明いたします。

27番は、石上2丁目地内の農地1筆、149㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円であります。場所につきましては、石上郵便局北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28番は、事業計画変更のみの申請であります。西本成寺1丁目地内の農地1筆、3 16㎡を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺赤門 南側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区 分は第3種農地と判断されます。

29番は、上保内地内の農地2筆、47㎡を売買により取得し、駐車場、雪おろし場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、JR保内駅南西側100m付近で、300m以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、上保内地内の農地 2 筆、 51 ㎡を売買により取得し、通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1 ㎡当たり約 3 万円であります。場所につきましては、1 R 保内駅南西側 100 m付近で、300 m以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

31番は、西中地内の農地1筆、231㎡を売買により取得し、物置1棟、駐車場3台、雪捨て場などの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、西中集落開発センターの北西側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

32番は、今井地内の農地 1 筆、281 ㎡を売買により取得し、農地として利用したいものです。土地の売買価格は、1 ㎡当たり約 6 , 000 円であります。場所につきましては、老人ホーム長和園西側 400 m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。現在は、農地として管理をされております。

33番は、今井地内の農地2筆、305㎡を売買により取得し、植物、花木置き場として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円であります。場所につきましては、老人ホーム長和園西側400m付近で、住宅等が連たんする区域にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第2号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして7件、面積にして1,3 80㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といた します。

なお、29番、渡邉一英委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、 議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時58分 29番渡邉一英委員退席)

議長 (野﨑会長)

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。 28ページをごらん願います。今月の申請は16件の申請で、合計5万3,072. 21㎡であります。競落報告として2件、6,038㎡で、総合計18件、5万9,110.21㎡であります。

それでは、戻りまして、25ページの35番から順に説明いたします。

35番は、西中地内の農地 7筆、1, 989 ㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買で取得するものであります。価格は、10 a 当たり約80万円であります。

- 36 番は、鬼木地内の農地 1 筆、 270 ㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、 売買により取得するものであります。価格は、 10 a 当たり約 80 万円であります。
- 37番は、先ほど議第2号『事業計画変更承認申請について』で審議いただいた案件であります。今井地内の農地1筆、281㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり600万円であります。
- 38番は、新堀地内の農地1筆、968㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、 売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。
- 39番は、吉野屋地内の農地1筆、568㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、 売買により取得するものであります。価格は、10a当たり100万円であります。
- 40番は、九之曽根地内の農地2筆、743㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円であります。
- 41番、42番は、月岡地内の農地1筆、509㎡を月岡地内の農地1筆、480㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。
- 43番、44番は、諏訪新田3丁目地内の農地1筆、501㎡と諏訪新田3丁目地内の農地1筆、502㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。
- 45番は、興野1丁目地内の農地1筆、314㎡を譲り受け人が相手方の要望により 世帯内後継者が贈与により取得するものであります。
- 46番は、東新保ほか地内の農地17筆、1万979㎡を経営の若返りを図るため、 同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。
- 47番は、下保内地内の農地9筆、6,031㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。
- 48番は、下新保地内の農地16筆、6,561㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。
- 49番は、下保内地内の農地21筆、1万6,631㎡を経営の若返りを図るため、 同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。
- 50番は、茅原地内の農地10筆、5,745.21㎡を経営の若返りを図るため、 使用貸借権を設定するものであります。

以上、16件が今月の申請でございます。

また、競落報告が2件ございます。51番は、貝喰新田地内の農地1筆、3,041 ㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約90万円であります。また、本件は9月総会の附帯決議により、10月23日付で許可済みであります。

52番は、貝喰新田地内の農地1筆、2,997㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約90万円であります。また、本件は9月総会の附帯決議によりまして、10月29日付で許可済みであります。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。 14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの1件、交換によるもの4件、使用貸借によるもの5件、合計件数16件、面積で5万3,072.21㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、取得後全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として 2 件、 6 , 0 3 8 8 m の報告がありました。以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

29番、渡邉一英委員、着席願います。

(午前10時05分 29番渡邉一英委員着席)

議長 (野﨑会長)

では、報告ですが、ただいまの議第3号につきましては全件承認しましたことを報告 いたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といた します。

なお、22番、野水敏秋委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、 議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前10時06分 22番野水敏秋委員退席)

議長 (野﨑会長)

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

29ページをごらん願います。今月の申請は5件の申請で、計1, 413㎡であります。この合計面積には、32番の取り消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、30番から順に説明をいたします。

30番は、西大崎3丁目地内の農地2筆、407㎡をアパート1棟、駐車場8台、駐輪場の用地として利用したいものです。場所につきましては、西大崎県営住宅の北西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

31番は、月岡1丁目地内の農地1筆、509㎡をアパート1棟、駐車場6台の用地 として利用したいものです。場所につきましては、おかべ歯科医院南側で、市道西大崎 西本成寺線に隣接しております。都市計画用途地域の第1種用途地域内であることから、 第3種農地と判断されます。

32番は、下須頃地内で、平成25年8月16日付で貸し駐車場用地として4条許可を受けた土地1筆、935㎡の許可を取り消ししたいものであります。場所につきましては、上須頃簡易郵便局北側400m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内にあることから、農用地区分は3種と判断されます。現地は、農地として管理されております。

33番は、長沢地内の農地2筆、385㎡を住宅1棟、農作業所1棟、格納庫1棟の 用地として利用したいものです。場所につきましては、駒込下ふれあいセンター北東側 200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されま す。

34番は、上保内地内の農地 1 筆、112 ㎡を通路用地として利用したいものです。 場所につきましては、JR保内駅南側 400 所付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第 3 種農地と判断されます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。 14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして5件、面積にして1,413㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

22番、野水委員の着席をお願いいたします。

(午前10時10分 22番野水敏秋委員着席)

議長(野﨑会長)

報告ですが、ただいまの議第4号につきましては異議ないということで承認いたしま したことを報告いたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。 今月の申請は、32ページをごらん願います。7件の申請で、合計1,566㎡であります。

それでは、戻りまして、30ページの67番から順に説明いたします。

67番から71番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法5条許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

72番は、鹿峠地内の農地1筆、224㎡を売買により取得し、駐車場3台、通路、 雪捨て場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円で あります。場所につきましては、鹿峠集落センターの北東側100m付近で、住宅等が 連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

73番は、吉野屋地内の農地1筆、559㎡を売買により取得し、農家住宅1棟、農業用資材置き場、屋外作業所、駐車場通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5,000円であります。場所につきましては、吉野屋フォーラム北側300m付近で、県道大面保内線に近接しております。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。

14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして7件、面積にして1,566㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地 基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題 といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いた します。

33ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は1件であります。議案中の番号1の被相続人は、平成25年2月5日死亡され、相続人の協議の結果、平成25年11月9日、遺産分割協議が成立いたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて3万990.95㎡中、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は6、425.95㎡であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。 14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、 1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、全て農 地として適正管理されており、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を説明いたします。

今回審議いただく案件は、三条地区の1件であります。重要変更1件について三条農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

申請人は、三条市であります。三条市は、三条総合計画の基本計画の中で豊かで活力 あるまちづくりを進めるということとしております。保内地域交流拠点施設は、下保内 地域の主要産業である造園業を主体とする緑花木の生産、販売の植木産業の振興と緑あ ふれる自然環境を生かした観光交流の一層の振興を図るため、吉津川圃場整備事業の創 設換地により非農用地を活用し、交流拠点施設を建設するものであります。

施設の内容といたしましては、事務所棟、資材館、農産物直売所、植木展示スペース、芝生広場、駐車場でございます。なお、この交流拠点施設は、土地収用法第3条第32 号に該当する施設でございます。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんいただきたいとおります。申請土地は、三条市下保内4033番地と4035番地、2筆で合計2万9,912㎡であります。場所につきましては、吉津川右岸で、国道403号線から100m付近でございます。

以上でございます。ご審議の上、意見決定を賜りますようよろしくお願いいたします。 以上であります。

ありがとうございます。

それでは、質疑に入る前に調査部会の調査結果報告を願います。

14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地域1件で、面積は2万9,912㎡、現地調査を含む書類審査を行い、変更やむを得ないものと認めると、そういう意見であります。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

2番、鶴巻委員。

2番(鶴巻純一委員)

この中身の図を見ますと、変更箇所と農振白地地域の斜線のところに挟まれて、白地の農用地で残るのが4筆ぐらいでしょうか。これは、農振地域として残るわけですか。

事務局(大坂事務局長)

委員おっしゃるとおり残ると思われます。

議長 (野﨑会長)

よろしいですか。

2番(鶴巻純一委員)

はい。

議長 (野﨑会長)

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告どおりにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長 (野﨑会長)

続きまして、追加議案として追加議案の日程についてお諮りをしたいと思います。議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』の議事日程を追加したいと思いまして、お諮りをいたします。いかがでしょうか。

それでは、異議なしという発言がございますので、議第8号を追加議案といたします。 議長(野﨑会長)

追加議案は配付済みでございます。ない方はいませんでしょうか。

議長 (野﨑会長)

議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査 方法について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人 名簿の審査方法について』は、議第8号の参考資料により説明させていただきます。

1番の日程でございますが、11月29日、本日の総会で決定いただきました農用地利用集積計画、農地法による各申請に基づいて、農地の移動処理を行い、各世帯の農地面積を仮確定いたします。

この農地面積をもとに、12月26日、農家宛てに、直接申請書を送付いたしまして、 1月10日までに返信用封筒で申請書を農業委員会事務局に提出していただきたいとい うふうに思っております。

農家世帯員についても市民窓口課のデータに基づいて審査を行い、1月1日現在の世 帯員を確定させていただきます。

後日審査会を開催いたしたいと思います。開催につきましては、1月24日午後1時30分から選挙人名簿の審査会を開催いたしたいと考えております。名簿登載内容の事前審査及び調査をお願いしたいと存じております。

1月24日は、午前中に第3調査部会がございますので、あわせてよろしくお願いいたしたいと思っております。

1月の定例総会において選挙人名簿の意見決定をいただき、31日、同日ですけれど も、選挙管理委員会に名簿を送付する予定としております。

2番の審査内容につきましてでございますが、(1)の①として、一般農業者の場合は10a以上の農地で耕作の業務を営む農業経営主、それから経営主の同居の親族または配偶者で、年間耕作従事日数がおおむね60日以上の者が選挙権ありに該当といたします。

②といたしまして、農業法人の場合は10 a以上の農地で耕作の業務を営む農業生産 法人の組合員、社員または株主であって、年間耕作日数がおおむね60日以上の者が選 挙権ありに該当いたします。

(2) の従事程度の審査は、①から⑥に該当する方について重点を置いて審査いただきたいと考えております。

3番の審査方法につきましては、先ほど日程の中で説明いたしましたように、1月2

4日午後1時30分から選挙人名簿審査会を開催し、例年どおり委員の皆様から各地区 ごとに審査確認していただき、その調査結果に基づいて総会で意見決定していただく予 定でございます。意見決定していただいた選挙人名簿を選挙管理委員会に報告するもの でございます。

裏面ですが、関係する法律の抜粋がございますので、参考にしていただきたいと思います。

それから、現委員の皆さんにおかれましては、選挙権がここで決定するというもので ございますので、皆様もご注意していただきたいというふうに思います。

以上、よろしく審議お願いいたします。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

31番、小師委員。

31番(小師 勉委員)

31番。今ほど事務局長さんの説明の内容については全く異議ございませんけれども、皆さんがそれぞれご承知かと思いますけれども、各農家の回収率が余りにも低いということですが、その件に関しましてしっかりとした対策、例えば農家組合長さんにお願いするような形で回収率を上げるようなことを考えていただけたらなというふうに思います。

議長 (野﨑会長)

ただいま小師委員のほうから、各家庭の選挙人名簿の数が足りないという発言でございますが、各委員におかれましては地域に帰られましたら、農家組合長さんを通じて選挙人の数をふやしていただけるよう努力していただきたいと思います。

小師委員さん、それでよろしいでしょうか。

31番(小師 勉委員)

私の内容としては、選挙人名簿の回収率が余りに低いということを申し上げております。

議長 (野﨑会長)

回収率。

31番(小師 勉委員)

選挙人名簿の登載申請書を全く書いていないのか、書いても提出しないのかということなのですけれども、その辺の回収率を、委員のほうで法律に基づいて審査はできるのですけれども、できれば皆さんから自主的に提出されたものをもとに審査したほうがいいのではないかと思いますので、いかに皆さんから事務局のほうにその文書が届くかということを考えていただければなと思っております。

議長 (野﨑会長)

わかりました。

回収率が非常に低い、どこの地域でも言えることなのですが、これは行政のほうで何とかできないものでしょうか。

17番。

17番(廣川哲也委員)

17番、廣川です。多分郵送でやりとりをするようになってから回収率が低くなったかと思われますので、例えば農家組合長から取りまとめてもらうだけでもその率は大分上がるのではないかなというふうに思いますので、その点を含めてご検討いただければと思います。

議長 (野﨑会長)

ちょっとお待ちになってください。

しばらく休憩に入ります。

(午前10時30分から午前10時32分まで休憩)

議長 (野﨑会長)

これより再開いたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

今小師委員がおっしゃられたように、回収率が非常に低うございます。しかしながら、これは選挙権の有無に係る問題ですので、個人的にそこにもう少し回収率を上げるとかということについてはなかなか難しいというふうに考えておりますので、できれば農業委員さんから農家組合長さんなどを通じて周知していただければありがたいのかなというふうに思っておる次第です。

それから、廣川委員からお話がありました回収ということでございますけれども、プライバシーの関係もございまして、農家組合長から回収していただいたものを郵送でやるというふうな形で変更になったものと思います。ですけれども、封筒に入ったものを回収ということになれば、農家組合長さんが今までやってこなかった業務を引き受けていただけるのかどうかというのもまだ協議もしていない状況でございますので、ことしの場合はちょっと農家組合長さんに対して回収をお願いするということについては今のところ、時間もないことですので考えていない。今までどおりやらせていただきたいというふうに思っております。

そして、回収率を高める努力につきましては、やはり農家組合長さん等から周知をしていただくぐらいしかないのかなと思っております。対象者は農業者のみでございますので、なかなか広報とか、全世帯に配るものについての周知については今難しい面がございまして、私どものほうでも上げる努力は考えたいとは思いますけれども、今までに思いつくものがないというような形でございます。ご理解のほうお願いいたしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

小師委員。

3 1番 (小師 勉委員)

事務局長の説明でよくわかりました。

それで、農業委員会も目に見える形というようなことが言われておりますので、ぜひ回収のほうを農家組合長さん等にお願いして、各戸に配られた時点で眠っているというのが大半だと思いますけれども、それをぜひ掘り起こして、自分は農家なので、それ確実に出して事務局に届くのだというような意識を持っていただくためにも、廣川さんもおっしゃられたように農家組合長さんにお願いして、封筒に入れて回収するというような形で来年度からぜひ検討していただくようにひとつお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

今小師委員のほうから内容については理解していただいたということで、来年以降、 農家組合長に依頼するとか、いろいろ検討してほしいという話でございますが、私も同 感でございます。そういう中で来年度に入ったら、すぐこの選挙人名簿を確認した後、 できるだけ早目に農政対策部会のほうで諮問しまして、どういうふうな形でお願いする のか検討していただければなと思っておる次第でございますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

今回については、各地域へ帰られましたら、できるだけ農区長さんを通じて回収に努力していただきたいということをお願いしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11番(内山 清委員)

今の件ですが、先ほど説明文が非常にわかりにくいという意見が出ましたが、私も同感であります。①の経営規模と従事者数についてですが、10 a以上の農地につき耕作の業務を営む者、上記の者の同居の親族というのがあります。従事日数60日以上というのがあるのですが、今まで聞いているところを見ると、経営主でも60日以上耕作しないと、これに該当しないのではないかということで、それで出さない人が非常に多いような気がするのですが、そこのところをもう少しはっきりわかりやすく説明したほうがいいのではないかなと思うのです。この説明文ですと、10 a以上の農地の耕作の業務を営む者、経営主ということですから、その人は選挙権あるのですよね。そこのところをどうも何か勘違いしている人が非常に多いような気がするので、そこのところをもう少しかみ砕いて、わかりやすく、文書を届けたほうがいいのではないかと、そう思います。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局(大坂事務局長)

今内山委員のおっしゃるように、もう少しわかりやすいような形で、できるかどうか も含めて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

よろしいでしょうか。

11番(内山 清委員)

はい。

議長 (野﨑会長)

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただい ま事務局が説明申し上げた手順で審査することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を いたします。

議長 (野﨑会長)

それでは、報第2号から報第8号まで続けて事務局より報告をお願いいたします。

事務局 (大坂事務局長)

(別添報告書により説明)

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思いますが。 ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調查部会長、8番、刈屋一夫委員。

第2調查部会長(8番刈屋一夫委員)

来月は、第2調査部会の当番でございます。12月24日午前9時から厚生福祉会館 第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。 以上、定例総会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

三条市農業委員会会長議事録署名委員(2番)

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

議事録署名委員(34番)